

○総務省令第二十六号

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号）の施行に伴い、並びに同令附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び事業所税」を「、事業所税及び都市計画税」に改める。

第一条の三の三の次に次の一条を加える。

（都市計画税に関する規定の都への準用）

第一条の三の四 法第七百三十五条第一項の規定により都がその特別区の存する区域内において課する都市

計画税については、第一条の規定にかかわらず、都を市とみなして第二十四条の二十九の二の規定を準用する。

第一条の九の三を第一条の九の四とし、第一条の九の二の次に次の一条を加える。

（預貯金等の内容に関する事項）

第一条の九の三 法第二十条の十一の二に規定する総務省令で定める事項は、同条に規定する預貯金者等の顧客番号並びに同条に規定する預貯金等の口座番号、口座開設日、種目、元本の額、利率、預入日及び満期日とする。

第一条の十六の次に次の一条を加える。

（政令第七条の十九第七項及び第四十八条の九の二第八項の金額）

第一条の十七 政令第七条の十九第七項及び第四十八条の九の二第八項に規定する総務省令で定める金額は、法第三十七条の三又は第三百十四条の八の規定による控除をしようとする年において課されたこれらの規定に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第七条の十九第二項若しくは第四項又は第四十八条の九の二第二項若しくは第五項 政令第七条の十九第二項及び第四十八条の九の二第二項に規定する超える部分の額又は政令第七条の十九第四項に規定する国税の控除余裕額、同項に規定する道府県民税の控除余裕額若しくは同項に規定する市町村民税の控除余裕額に係る年のうち最も古い年以後の各年の同条第二項に規定する国税の控除限度額、同項に規定する道府県民税の控除限度額若しくは同項に規定する市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該年において課された外国の所得税等の額

二 政令第七条の十九第六項 同項に規定する控除されなかつた額に係る年度のうち最も古い年度以後の各年度における所得割額の計算上法第三十七条の三の規定により控除することとされた外国の所得税等の額

三 政令第四十八条の九の二第七項 同項に規定する控除されなかつた額に係る年度のうち最も古い年度以後の各年度における所得割額の計算上法第三百十四条の八の規定により控除することとされた外国の所得税等の額

第二条の二第二項中「から第五項まで」を「、第四項、第六項及び第七項」に改め、同条中第六項を第七

項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村長は、医療費控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百七十七条の二第一項及び第三項の申告書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申告書を提出した者に対し、法第十一条の四第一項に規定する法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日までの間、所得税法第二百二十条第四項第一号に掲げる書類に記載された医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類（税務署長に提示し、又は提出したものを除く。）を市町村長に提示し、又は提出させることができる。

第二条の三第三項中「にあつては」を「には」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同項ただし書中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第二条の三の三第十項中「にあつては」を「には」に改め、同項ただし書中「第二条の二第四項」を「第二条の二第五項」に改める。

第二条の三の五第二項中「第二条の二第五項第二号」を「第二条の二第六項第二号」に改める。

第二条の三の六第七項中「にあつては」を「には」に改め、同項ただし書中「第二条の二第四項」を「第

二条の二第五項」に改め、同条第八項中「第二条の二第五項第二号」を「第二条の二第六項第二号」に改める。

第三条の二第二項第四号中「控除限度超過額」の下に「(第四項第一号において「控除限度超過額」という。)」を加え、同項第五号中「道府県民税の控除余裕額」の下に「(第四項第一号及び第十条の二の四第四項第一号において「道府県民税の控除余裕額」という。)」を加え、同条第三項第四号中「控除未済外国法人税等額」の下に「(次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 政令第九条の七第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三条第二十四項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等(以下この項において「外国の法人税等」という。)の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

- 一 政令第九条の七第二項又は第八項 控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余裕額(第十条の二の四第四項第一号において「国税の控除余裕額」という。)、道府県民税の控除余裕額若しくは政令

第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除余裕額（第十条の二の四第二項第五号及び同条第四項第一号において「市町村民税の控除余裕額」という。）に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（同号において「国税の控除限度額」という。）、同項に規定する道府県民税の控除限度額（同号において「道府県民税の控除限度額」という。）及び同条第八項に規定する市町村民税の控除限度額（同号において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第九条の七第二十項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十条第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

第三条の三第一号中「準用する場合を含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「第七十五条の二第六項」を「第七十五条の二第八項」に改め、「みなされた場合を含む。」の下に「又は同法第七十五条の二第二項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による同法第七十五条の二

第一項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この号において「指定等の処分」という。）を加え、「申告書の提出期限の延長の処分に」を「提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分に」に、「以下この条」を「次号及び第三号」に改め、同条第二号中「第七十五条の二第三項」を「第七十五条の二第五項」に改め、同条第三号中「第七十五条の二第五項」を「第七十五条の二第七項」に改める。

第三条の三の二第一項第一号中「が延長された」を「の延長がされた」に改め、「同じ。」の下に「又は同法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第二項の規定による同条第一項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この号及び次項第二号において「指定等の処分」という。）を加え、「申告書の提出期限の延長の処分が」を「提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分が」に改め、同項第二号中「第七十五条の二第三項」を「第七十五条の二第五項」に、「以下この条」を「次号及び次項」に改め、同項第三号中「

第七十五条の二第五項」を「第七十五条の二第七項」に改め、同条第二項第三号中「第七十五条の二第五項」を「第七十五条の二第七項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第七十五条の二第三項」を「第七十五条の二第五項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 指定等の処分 当該指定等の処分があつた日から七日以内

第三条の四の二第一項第四号中「第三項及び第三条の四の四」を「第三条の四の四第一項第四号及び第五号」に改め、同条第三項第四号を次のように改める。

四 第二号の合意に基づく地方法人税額（当該合意に基づく国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）

第二十六条の規定による更正に係る地方法人税額をいう。第三条の四の四第三項第四号及び第五号において同じ。）

第三条の四の四第三項第五号中「第一号の申立てに係る」を「第三号の合意に基づく」に改める。

第四条の四の表(三)中「第二十四条の四第四項」を「第二十四条の四第六項」に改める。

第五条第一項中「その」を「同表の」に改め、同項の表(三)中「課税標準」を「課税標準額の総額」に改める。

第六条の見出し中「課税標準額」を「課税標準」に改め、同条中「事業税又は」を「事業税額又は」に、「事業税の税額」を「事業税額」に、「当該法人」を「当該合併法人」に、「付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額」を「同条第一項に規定する課税標準額の総額（第一号において「課税標準額の総額」という。）」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条各号を次のように改める。

一 当該合併法人の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定課税標準額の総額（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度に係る事業税額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係る事業税額の基礎となつた課税標準額の総額をいう。以下この条において同じ。）に乘以て当該確定課税標準額の総額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

二 当該合併法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合 当該事業年度開始の日から六月の期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人

の確定課税標準額の総額に乗じて当該確定課税標準額の総額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

第六条の二の見出し中「課税標準額」を「課税標準額の総額」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項中「事務所又は事業所」を「事業所等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「事務所又は事業所」を「事業所等」に、「あん分した」を「あん按分した」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第七十二条の四十八第四項に規定する」を「第七十二条の四十八第四項第三号の固定資産の価額の」に、「固定資産の価額」を「数値」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第七十二条の四十八第四項第一号ただし書に規定する資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場とは、当該法人の行う主たる事業が次に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている同条第三項第一号に規定する事業所等（第五項及び第六項において「事業所等」という。）とする。

一 食料品製造業

二 飲料・たばこ・飼料製造業

- 三 繊維工業
- 四 木材・木製品製造業
- 五 家具・装備品製造業
- 六 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 七 印刷・同関連業
- 八 化学工業
- 九 石油製品・石炭製品製造業
- 十 プラスチック製品製造業
- 十一 ゴム製品製造業
- 十二 なめし革・同製品・毛皮製造業
- 十三 窯業・土石製品製造業
- 十四 鉄鋼業
- 十五 非鉄金属製造業

十六 金属製品製造業

十七 機械器具製造業

十八 その他の製造業

十九 自動車整備業

二十 機械修理業

二十一 電気機械器具修理業

3 前項の場合において、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の法人であるかどうかの判定は、当該事業年度終了の日の現況によるものとする。

第六条の二を第六条の二の二とし、第六条の次に次の一条を加える。

(法第七十二条の四十八第三項第二号イの事業等)

第六条の二 法第七十二条の四十八第三項第二号イに規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(第四項において「小売電気事業」という。))、同条第一項第

八号に規定する一般送配電事業（次項及び第四項において「一般送配電事業」という。）、同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業（第四項において「特定送配電事業」という。）、同条第一項第十四号に規定する発電事業（第四項において「発電事業」という。）及び第四項に規定する事業に該当する部分を除く。）とする。

2 法第七十二条の四十八第三項第二号ロに規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。第四項において同じ。）により電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者と同項第四号に規定する振替供給を行う事業（一般送配電事業及び同項第十号に規定する送電事業に該当する部分を除く。）とする。

3 法第七十二条の四十八第三項第二号ロ(1)に規定する総務省令で定める要件は、電圧六十六キロボルト以上の電線路であることとする。

4 法第七十二条の四十八第三項第二号ハに規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電す

る事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除く。）を含む。）とする。

第七条の二の六第一項第四号中「按分して」を「按分して」に改める。

第七条の二の九中「平成十九年六月一日」を「平成二十六年七月一日」に、「平成十九年商業統計表」を「平成二十六年商業統計表」に改め、「欄の額」の下に「から、平成二十六年商業統計表第二巻産業編（都道府県表）第六表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額及び同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額を控除した額」を加える。

第七条の三第三項ただし書中「第十五条の三第二項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第八条の二十九第三項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「同条第十二号の六

」を「同条第十二号の五の二」に改め、同条第四項中「同条第十二号の六の二」を「同条第十二号の五の三」に改める。

第八条の三十二第一項第七号イ中「戸籍抄本」の下に「又は本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。次条第六号イ及び第八条の三十四第六号イにおいて同じ。）の記載のある住民票の写し」を加える。

第八条の三十三第六号イ及び第八条の三十四第六号イ中「戸籍抄本」の下に「又は本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載のある住民票の写し」を加える。

第十条の二の四第二項第四号中「控除限度超過額」の下に「（第四項第一号において「控除限度超過額」という。）」を加え、同項第五号中「同条第九項に規定する」を削り、同条第三項第四号中「控除未済外国法人税等額」の下に「（次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 政令第四十八条の十三第三十一項に規定する総務省令で定める金額は、法第三百二十一条の八第二十四項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法

人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第四十八条の十三第二項又は第九項 控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第四十八条の十三第二十一項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

第十条の七の三第十項中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

第十二条の三の二中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）」を削り、同条を第十二条の三の三とし、第十二条の三の次に次の一

条を加える。

(政令第五十二条の十三の二第四項の書類)

第十二条の三の二 政令第五十二条の十三の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 政令第五十二条の十三の二第一項第一号に規定する被災償却資産（以下この条において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災償却資産に代わるものとして法第三百四十九条の三の四の規定の適用を受けようとする償却資産（以下この号及び次号において「代替償却資産」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第十五条の四の二第二項第一号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災償却資産及び当該代替償却資産の所在地を記載した書類並びに

当該被災償却資産が震災等（法第三百四十九条の三の三第一項に規定する震災等をいう。以下この号及び第十五条の四の二第二項第一号において同じ。）により被害を受けたことについて当該被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災償却資産が当該震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

- 二 被災償却資産が被災年度（法第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災年度をいう。第十五条の四の二第二項第二号において同じ。）分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災償却資産が存したことを証する書類及び代替償却資産の詳細を明らかにする書類
- 三 政令第五十二条の十三の二第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法第三百四十九条の三の四の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令第五十二条の十三の二第一項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書、同項第三号又は第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

第十五条の三の見出し中「補正」を「補正等」に改め、同条第二項中「区分所有者」の下に「（建物の区

分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次条において同じ。」を加え、「天井よう」を「天井」に、「程度等」を「程度又は仕上部分の程度」に、「の定めるところによつて」を「定めるところにより」に、「市町村長が」を「当該市町村長が」に、「かかわらず、当該補正の方法によつて行なう」を「かかわらず、当該補正の方法により行う」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「によつて行なう」を「により行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「による」を「の例により算定した同法第二条第三項に規定する専有部分（以下この条から第十五条の四までにおいて「専有部分」という。）の床面積の」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三百五十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

第十五条の三の次に次の一条を加える。

（法第三百五十二条第二項の割合の補正等）

第十五条の三の二 法第三百五十二条第二項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

2 第七条の三第一項及び第二項の規定は、法第三百五十二条第二項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合の補正について準用する。

3 法第三百五十二条第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより補正した専有部分の床面積は、同項に規定する居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計から同項第二号に規定する専有部分の床面積の合計を控除して得た床面積に、次の算式により計算した同項第一号に規定する人の居住の用に供する専有部分に係る数値を当該居住用超高層建築物における全ての人の居住の用に供する専有部分に係る当該数値の合計で除した数値を乗じたものとする。

人の居住の用に供する専有部分の床面積 $\times \{100 + (10/39) \times (\text{人の居住の用に供する専有部分が所在する階} - 1) \}$

4 第二項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じて協議して定めた補正の方法を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。

5 第三項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を当該市

町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。

第十五条の四の二を第十五条の四の三とし、第十五条の四の次に次の一条を加える。

（政令第五十二条の十三の三第三項の床面積の算定等）

第十五条の四の二 政令第五十二条の十三の三第三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

2 政令第五十二条の十三の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋に代わるものとして法第三百五十二条の三の規定の適用を受けようとする家屋（以下この号及び次号

において「代替家屋」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋及び当該代替家屋の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋が震災等により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が当該震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋が被災年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋が存したことを証する書類及び代替家屋の詳細を明らかにする書類

三 政令第五十二条の十三の三第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法第三百五十二条の三の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

第十六条の十第一項中「、農業協同組合中央会」を削る。

第二十四条の二十九第二項中「提出すべき指定都市等の」の下に「長の」を加え、同条に次の一項を加え

る。

3 法第七百一条の五十二第二項の規定により申告を行う者は、当該申告をすべき指定都市等の長の定めるところにより、当該指定都市等の長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項を、当該申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

第二十四条の二十九の次に次の一条を加える。

(政令第五十六条の八十四の二第三項の床面積の算定等)

第二十四条の二十九の二 政令第五十六条の八十四の二第三項の規定の適用について、同項中被災家屋(同条第一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。)で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

2 政令第五十六条の八十四の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋に代わるものとして法第七百二条の四の二の規定の適用を受けようとする家屋（以下この号及び次号において「代替家屋」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋及び当該代替家屋の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋が震災等（法第七百二条の四の二に規定する震災等をいう。以下この号及び次号において同じ。）により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が当該震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋が震災等の発生した日の属する年の一月一日（当該震災等の発生した日が一月一日である場合には、当該震災等の発生した日の属する年の前年の一月一日）を賦課期日とする年度の固定資産税に

係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋が存したことを証する書類及び代替家屋の詳細を明らかにする書類

三 政令第五十六条の八十四の二第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法第七百二条の四の二の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第二条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「法附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡」を「特定譲渡」に改め、「同号に規定する」及び「（以下この項及び次項において「買換資産」という。）」を削り、同号イ中「法附則第四条第一項第一号に規定する」及び「（次項第一号において「譲渡資産」という。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第四条第一項第一号に規定する市町村長の承認を受けようとする納税義務者は、同号に規定する取得期限の属する年の翌年三月十五日までに、特定譲渡（同号に規定する特定譲渡をいう。第三項第一号

において同じ。)をした譲渡資産(同条第一項第一号に規定する譲渡資産をいう。第三項第一号イ及び第四項第一号において同じ。)について同条第一項第一号の承認を受けようとする旨、同号の特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産(同号に規定する買換資産をいう。以下この条において同じ。)の取得(同号に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をすることが困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の買換資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した申請書に、当該非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、当該市町村長に提出しなければならぬ。ただし、市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

附則第二条の六第二項中「の連結親法人」の下に「(法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)」を、「連結完全支配関係」の下に「(同法第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。第四項及び次条第二項において同じ。)」を、「連結子法人」の下に「(同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。第四項及び次条第二項にお

いて同じ。」を、「第四項」の下に「及び次条第二項」を加える。

附則第二条の六の次に次の一条を加える。

(法人の都民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類)

第二条の六の二 法附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の三様式によるものとする。

2 法附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第七項の法人又は同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第九項の連結親法人若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附

金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

附則第三条の二を次のように改める。

第三条の二 削除

附則第三条の二の四中「(昭和四十二年法律第八十一号)」を削る。

附則第三条の二の八第一号中「すべて」を「全て」に改め、「五十平方メートル」の下に「(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であつてその全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋にあつては、三十平方メートル)」を加え、同条第五号中「第二条に」を「第二条第二項に」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所

十 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設

附則第三条の二の十第三号中「地方入局管理局」を「地方入国管理局」に改める。

附則第三条の二の十四（見出しを含む。）中「附則第七条第十六項第二号」を「附則第七条第十五項第二号」に改める。

附則第三条の二の十五（見出しを含む。）中「附則第七条第十六項第三号」を「附則第七条第十五項第三号」に改める。

附則第三条の二の十六の見出しを「（法附則第十一条第十三項の適格特例投資家限定事業者等）」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「附則第十一条第十三項第一号」を「附則第十一条第十三項第二号イ」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第十一条第十三項に規定する適格特例投資家限定事業者のうち総務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者として国土交通大臣の証明を受けたものをいう。

一 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者であること。

二 法附則第十一条第十三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務

の全てを宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者に委託する者であること。

附則第三条の二の十八を附則第三条の二の十九とし、附則第三条の二の十七を附則第三条の二の十八とし、附則第三条の二の十六の次に次の一条を加える。

（政令附則第七条第二十項の証明がされた家屋）

第三条の二の十七 政令附則第七条第二十項に規定する建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項の基準に適合する旨を証する書類を当該家屋の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより証明がされた家屋とする。

2 政令附則第七条第二十項に規定する家屋の用途が同項に規定する用途であるものとして総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

附則第四条の四の見出し及び同条第一項中「附則第十二条の二の二第二項第二号」を「附則第十二条の二第二項第二号」に改め、同条第十七項中「附則第十二条の二の二第二項第五号ニ(1)」を「附則第十二条の二第二項第六号ハ(1)(ii)」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十六項を削り、同条第十五項中「附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)」を「附則第十二条の二第二項第六号ハ(1)(i)」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項を次のように改める。

14 法附則第十二条の二第二項第六号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準（同号ハ(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当

該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の四第十四項を同条第二十項とし、同条第十三項中「附則第十二条の二の二第二項第五号ロ」を「附則第十二条の二第二項第六号ロ」に改め、「要件」の下に「（平成三十年軽油軽中量車基準（同号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号中「の(3)」の下に「の窒素酸化物及び粒子状物質の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項中「附則第十二条の二の二第二項第五号イ」を「附則第十二条の二第二項第六号イ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「附則第十二条の二の二第二項第四号ハ」を「附則第十二条の二第二項第四号ハ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号口の表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガ

ス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の四第十一項第二号中「平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の四項を加える。

14 法附則第十二条の二第二項第五号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

15 法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号ロ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

16 法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

17 法附則第十二条の二第二項第六号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号口の基準とする。

附則第四条の四第十項中「附則第十二条の二の二第二項第四号ロ」を「附則第十二条の二第二項第四号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の四第十項第二号中「実施要領」を「燃費評価実施要領」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)」を「附則第十二条の二第二項第四号イ(2)」に改め

、同項第一号中「第二十一条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同項第二号中「第二十一条第八号」を「第十五条第八号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「附則第十二条の二の二第二項第四号イ(1)」を「附則第十二条の二第二項第四号イ(ii)」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「附則第十二条の二の二第二項第四号イ」を「附則第十二条の二第二項第四号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超

えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の四第七項第二号中「及び附則第四条の六」を「から附則第四条の六の三まで」に、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に改め、「平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（」の下に「第十四項及び」を加え、「百二十」を「百三十」に、「平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車」を「平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号ロ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

附則第四条の四第六項中「附則第十二条の二の二第二項第三号」を「附則第十二条の二第二項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第十二条の二の二第二項第三号」を「附則第十二条の二第二項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「附則第十二条の二の二第二項第三号」を「

附則第十二条の二第二項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「附則第十二条の二の二第二項第二号」を「附則第十二条の二第二項第二号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定（以下この条から附則第四条の六の三までにおいて「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

附則第四条の四第三項第二号中「定める」の下に「窒素酸化物の」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「附則第十二条の二の二第二項第二号」を「附則第十二条の二第二項第二号ロ」に改め、同項第一号中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第百十九号。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「細目告示」という。）」を「細目告示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第十二条の二第二項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号ロの基準とする。

附則第四条の五の見出しを「（法附則第十二条の二の二第二項のガソリン自動車等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第十二条の二の三第二項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第二項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の

四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第二項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第十二条の二の三第二項第一号ハ」を「附則第十二条の二の二第三項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第三項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第十二条の二の三第二項第一号ニ」を「附則第十二条の二の二第三項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号口の表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第四項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第十二条の二の三第二項第二号イ」を「附則第十二条の二の二第三項第二号イ」に改め、「要件」の下に「(平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。)」を加え、同項第一号中「の(3)」の下に「の窒素酸化物及び粒子状物質の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第十二条の二の三第二項第二号ロ」を「附則第十二条の二の二第三項第二号ロ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を次のように改める。

7 法附則第十二条の二の二第三項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第七項を同条第六項とし、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号イ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一 項第三号口の表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第十項第二号中「百以上百十未満」を「百二十以上百三十未満」に、「平成三十二年度燃費基準達成車」を「平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第十一項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 法附則第十二条の二の二第四項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百二十以上百三十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ハ」を「附則第十二条の二の二第五項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第十二項を同条第十項とし、同条第十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ニ」を

「附則第十二条の二の二第五項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「附則第十二条の二の三第三項第二号イ」

を「附則第十二条の二の二第五項第二号イ」に改め、「要件」の下に「（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号中「の(3)」の下に「の窒素酸化物及び粒子状物質の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「

附則第十二条の二の三第三項第二号ロ」を「附則第十二条の二の二第五項第二号ロ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を次のように改める。

16 法附則第十二条の二の二第五項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第十六項を同条第十四項とし、同条第十七項各号列記以外の部分及び同項第一号を次のように改める。

法附則第十二条の二の二第六項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件

に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号口の表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第十七項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満」を「平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項を次のように改める。

18 法附則第十二条の二の二第六項第一号口に規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで

総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号口の表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の

二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の

四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検

査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項を次のように改める。

19 法附則第十二条の二の二第六項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に

該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項中「附則第十二条の二の三第四項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第七項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号口の表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第二十項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「附則第十二条の二の三第四項第一号ハ」を「附則第十二条の二の二第七項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガ

ス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第二十一項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「附則第十二条の二の三第四項第二号イ」を「附則第十二条の二の二第七項第二号イ」に改め、「要件」の下に「（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号中「の(3)」の下に「の窒素酸化物及び粒子状物質の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「附則第十二条の二の三第四項第二号ロ」を「附則第十二条の二の二第七項第二号ロ」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を次のように改める。

24 法附則第十二条の二の二第七項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであるこ

と。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第二十四項を同条第二十二項とし、同条第二十五項各号列記以外の部分及び同項第一号を次のように改める。

法附則第十二条の二の二第八項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガ

ス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第二十五項第二号中「百以上百五未満」を「百以上で平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十未満」に、「平成二十七年度燃費基準達成車」を「平成三十二年度燃費基準達成車、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項を次のように改める。

26 法附則第十二条の二の二第八項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の

二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の

四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第二十六項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「附則第十二条の二の三第五項」を「附則第十二条の二の二第八項第二号」に改め、「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第二十七項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五」を「平成三十二年度燃費基準達成レベルが百」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成三十二年度燃費基準達成車」に改め、同項を同条第二十五項とする。

附則第四条の六の見出し並びに同条第一項及び第二項中「附則第十二条の二の五第一項第五号」を「附則第十二条の二の四第一項第五号」に改め、同条第三項中「附則第十二条の二の五第一項第五号イ」を「附則第十二条の二の四第一項第五号イ」に改め、同項第一号中「の(1)」の下に「の窒素酸化物の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項第二号中「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「百分の百八十」を「百分の百九十五」に、「附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)」を「附則第十二条の二第二項第四号イ(2)」に、「平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車」を「平成二十二年度燃費基準九十五パーセント向上達成車」に改め、同条第四項中「附則第十二条の二の五第一項第五号ロ」を「附則第十二条の二の四第一項第五号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別

に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の六第五項を削り、同条第六項中「附則第十二条の二の五第二項第二号ロ」を「附則第十二条の二の四第二項第二号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の六第六項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十二条の二の五第三項第二号イ」を「附則第十二条の二の四第三項第二号イ」に改め、同項第一号中「の(1)」の下に「の窒素酸化物の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項第二号中「百分の百五十」を「百分の百八十」に、「平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車」を「平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第十二条の二の五第三項第二号ロ」を「附則第十二条の二の四第三項第二

号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の六第八項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第十二条の二の五第四項第二号」を「附則第十二条の二の四第四項第二号イ」に改め、「又は車両総重量が二・五トン以下のトラック」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の六第九項第二号中「百分の百三十八」を「百分の百六十五」に、「平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」を「平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第十二条の二の五第五項第二号」を「附則第十二条の二の四第四項第二号ロ」に改め、「乗用車又は」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の六第十項第二号中「百分の百三十二」を「百分の百三十八」に、「平成二十二年度燃費基準三十二パーセント向上達成車」を「平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第九項とし、同条に次の二項を加える。

10 法附則第十二条の二の四第五項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成

成車であることが記載されていること。

11 法附則第十二条の二の四第五項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十二パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の六の二の見出しを「(法附則第十二条の二の四第六項の路線バス等)」に改め、同条第一項中「附則第十二条の二の五第六項」を「附則第十二条の二の四第六項」に改め、同条第二項中「附則第十二条の二の五第六項第二号」を「附則第十二条の二の四第六項第二号」に改め、同条第三項中「附則第十二条

の二の五第七項」を「附則第十二条の二の四第七項」に改め、同条第四項中「附則第十二条の二の五第七項
第二号」を「附則第十二条の二の四第七項第二号」に改め、同条第五項中「附則第十二条の二の五第八項」
を「附則第十二条の二の四第八項」に改め、同条第六項中「附則第十二条の二の五第八項第二号」を「附則
第十二条の二の四第八項第二号」に改め、同条第七項中「附則第十二条の二の五第九項」を「附則第十二条
の二の四第九項」に改め、同条第八項から第十一項までの規定中「附則第十二条の二の五第九項第一号」を
「附則第十二条の二の四第九項第一号」に改め、同条第十二項中「附則第十二条の二の五第九項第二号」を
「附則第十二条の二の四第九項第二号」に改め、同条第十三項中「附則第十二条の二の五第十項」を「附則
第十二条の二の四第十項」に改め、同条第十四項中「附則第十二条の二の五第十一項」を「附則第十二条の
二の四第十一項」に改め、同条第十六項中「附則第十二条の二の五第一項」を「附則第十二条の二の四第一
項」に、「第二十一条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「
附則第十二条の二の五第十二項」を「附則第十二条の二の四第十三項」に改め、同項第一号中「附則第十二
条の二の五第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする場合」を「附則第十二条の二の四第一項か
ら第五項までの規定の適用を受けようとする場合」に、「第六号」を「第七号」に改め、同号イ中「附則第

十二条の二の五第一項」を「附則第十二条の二の四第一項」に改め、同号へ中「第二十一条第八号」を「第十五条第八号」に改め、同項第二号中「附則第十二条の二の五第六項から第八項までの規定の適用を受けようとする場合」を「附則第十二条の二の四第六項から第八項までの規定の適用を受けようとする場合」に改め、同号イ中「附則第十二条の二の五第六項」を「附則第十二条の二の四第六項」に改め、同項第三号中「附則第十二条の二の五第九項から第十一項までの規定の適用を受けようとする場合」を「附則第十二条の二の四第九項から第十二項までの規定の適用を受けようとする場合」に、「から第四号まで、第十項及び第十一項第三号から第五号まで」を「及び第三号、第十項第一号及び第二号並びに第十一項第三号及び第四号」に改め、同号イ中「附則第十二条の二の五第九項から第十一項まで」を「附則第十二条の二の四第九項から第十二項まで」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

15 法附則第十二条の二の四第十二項に規定する車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第六十七条の二及び第四百四十五条の二の基準とする。

16 法附則第十二条の二の四第十二項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査

証に当該自動車と同項に規定する車線逸脱警報装置を搭載した車両であることが記載されている自動車とする。

附則第四条の六の二の次に次の一条を加える。

(法附則第十二条の二の五第一項の認定又は評価)

第四条の六の三 法附則第十二条の二の五第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

附則第四条の七第十二項中「の規定の適用が」を「又は第六項の規定の適用が」に改め、同項の表第一項の項中「附則第十二条の二の七第五項」の下に「又は第六項」を加え、同表第二項の項中「附則第十二条の二の七第五項」を「附則第十二条の二の七第六項」に改める。

附則第五条の二第一項第一号中「次号及び次項」を「以下この条」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超え

ない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

附則第五条の二第二項第二号中「定める」の下に「窒素酸化物の」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同条第四項第一号中「第二十一条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同項第二号中「第二十一条第八号」を「第十五条第八号」に改め、同条第六項第一号中「第八項第一号」の下に「及び次条」を加え、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に改め、「平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル」の下に「（以下この条において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）」を加え、同項第二号中「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同条第八項第一号中「実施要領」を「燃費評価実施要領」に改め、同項第二号中「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同条に次の八項を加える。

9 法附則第十二条の三第五項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定め

られた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第十一号口の基準とする。

10 法附則第十二条の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

11 法附則第十二条の三第五項第四号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 細目告示第四十一条第一項第三号口の表の(1)に掲げる自動車 同表の(1)窒素酸化物の欄に掲げる値
- 二 細目告示第四十一条第一項第三号口の表の(2)に掲げる自動車 同表の(2)窒素酸化物の欄に掲げる値
- 三 細目告示第四十一条第一項第三号口の表の(3)に掲げる自動車 同表の(3)窒素酸化物の欄に掲げる値

12 法附則第十二条の三第五項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

13 法附則第十二条の三第五項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度

の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

14 法附則第十二条の三第五項第五号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号ロの基準とする。

15 法附則第十二条の三第六項に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該

自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第十一項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

16 法附則第十二条の三第六項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第五条の二の次に次の一条を加える。

(法附則第十二条の四第一項の認定又は評価)

第五条の二の二 法附則第十二条の四第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

附則第六条中第二十九項を削り、第三十項を第二十九項とし、第三十一項を第三十項とし、同項の次に次の一項を加える。

31 法附則第十五条第十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費、二酸化炭素排出抑制対策事業費又は燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に係る補助とする。

附則第六条第三十五項中「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の下に「若しくはインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」を加え、同条第三十七項第二号中「高齢者、身体障害者等」を「法附則第十五条第十五項に規定する高齢者、障害者等」に改め、同条第三十八項第一号イ及び第二号イ中「二次周波数制御方式」の下に「(サイリスターにより制御される方式を除く。)」を加え、同条第四十項第三号中「地方入局管理局

」を「地方入国管理局」に改め、同条第四十七項中「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の下に「又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」を加え、同条第五十項を削り、同条第五十一項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十二項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第二十九項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十三項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第三十一項」を「附則第十一条第三十項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十五項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第三十一項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十六項中「附則第十一条第三十三項第二号」を「附則第十一条第三十二項第二号」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十七項中「附則第十一条第三十四項」を「附則第十一条第三十三項」に、「同条第三十三項第一号」を「同条第三十二項第一号」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第三十三項第一号イ」を「附則第十五条第三十二項第一号イ」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第三十三項第二号ハ」を「附則第十五条第三十二項第二号ハ」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項

三項」に改め、「(発電出力が十キロワット未満のものにあつては、当該合計値が八十パーセント以上となる場合のこれらのものとする。)」を削り、同項に次の一号を加える。

三 当該熱電併給型動力発生装置一基の発電出力が十キロワット以上のものであること。

附則第六条第六十項を同条第五十九項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十四項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、「洪水時」の下に「、雨水出水時又は高潮時」を加え、同項を同条第六十四項とし、同条第六十六項を削り、同条第六十七項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十一条第三十六項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十項中「

附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十六項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十一項中「附則第十一条第三十八項」を「附則第十一条第三十七項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十二項中「附則第十一条第四十一項第七号」を「附則第十一条第四十項第七号」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項の表第一号中「附則第十一条第四十項第一号」を「附則第十一条第三十九項第一号」に改め、同表第二号中「附則第十一条第四十項第二号」を「附則第十一条第三十九項第二号」に改め、同表第三号中「附則第十一条第四十項第三号」を「附則第十一条第三十九項第三号」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十五項中「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第四十一項第一号」に、「機械及び装置の区分」を「固定資産の区分」に改め、同項第一号中「購入した機械及び装置」を「購入した固定資産」に改め、同号イ及びロ中「機械及び装置」を「固定資産」に改め、同項第二号中「取得した機械及び装置」を「取得した固定資産」に改め、同号イ及びロ中「機械及び装置」を「固定資産」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第四十一項第一号」に改め、「もの

は、「」の下に「同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち」を加え、「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「次号」を「以下この項から第七十六項まで」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条に次の三項を加える。

75 政令附則第十一条第四十一項第二号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。）のうち次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる工具が販売されていなかった場合には、第一号及び第三号に定める要件に限る。）のいずれにも該当する測定工具又は検査工具とする。

- 一 当該工具の属する型式区分に係る販売開始日が、当該工具が新たに取得された日の五年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。
- 二 当該工具について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該工具の製造業者が製造した当該工具と同一の種別に属する工具の型式区分に限る。）に属する工具と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

三 総務大臣が指定する業種のみに属する事業の用に供する工具でないこと。

76 政令附則第十一条第四十一項第三号に規定する器具及び備品で総務省令で定めるもの並びに同項第四号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、これらの号に規定する器具及び備品並びに建物附属設備（以下この項において「器具備品等」という。）のうち次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる器具備品等が販売されていない場合には、第一号及び第三号に定める要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 次の表の上欄に掲げる器具備品等であつて、当該器具備品等の区分ごとに同表の下欄に掲げる当該器具備品等の属する型式区分に係る販売が開始された時期に係る要件に該当すること。

器具及び備品	当該器具及び備品の属する型式区分に係る販売開始日が、当該器具及び備品が新たに取得された日の六年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。
建物附属設備	当該建物附属設備の属する型式区分に係る販売開始日が、当該建物附属設備が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一

日までの期間をいう。) 開始の日以後の日であること。

二 当該器具備品等について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該器具備品等の製造業者が製造した当該器具備品等と同一の種別に属する器具備品等の型式区分に限る。)に属する器具備品等と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

三 総務大臣が指定する業種のみに属する事業の用に供する器具備品等でないこと。

77 法附則第十五条第四十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

附則第七条第一項中「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十二項」に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢

者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同条第二十八項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十三項」に、「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「同条第三十八項」を「同条第四十項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十三項」に、「熱損失改修専有部分」を「熱損失防止改修専有部分」に、「並びに同条第四十二項及び第四十三項」を「同条第四十七項に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第五十項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合、同条第五十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅専有部分の床面積に対する割合並びに同条第五十四項及び第五十五項」に改め、同項ただし書中「の固定資産評価基準」を「に規定する固定資産評価基準」に改め、同条第十三項の表政令附則第十二条第一項第七号の項中「附則第十二条第一項第七号」を「附則第十二条第一項第八号」に改め、同表政令附則第十二条第一項第八号の項中「附則第十二条第一項第八号」を「附則第十二条第一項第九

号」に改め、同表政令附則第十二条第一項第十号の項中「附則第十二条第一項第十号」を「附則第十二条第一項第十一号」に改め、同表政令附則第十二条第一項第十一号の項中「附則第十二条第一項第十一号」を「附則第十二条第一項第十二号」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>政令附則第十二条第一項第十四号</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供するため独立的に区画されたサービス付き高齢者向け貸家住宅の一部でその床面積</p>	<p>併用住宅にあつては、当該独立的に区画された政令附則第十二条第一項第三号に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅の一の部分の床面積のうち同項第十三号に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二</p>	<p>貸家の用に供する部分</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その</p>

附則第七条第十三項の表政令附則第十二条第十三項第二号の項の次に次のように加える。

<p>条第二十一項第 二号ロ</p>	<p>(別荘の用に供する部 分を除く。次項及び第 二十三項において同じ 。)の床面積</p>	<p>部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各 部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二 条第二十二項第 一号ロ</p>	<p>当該高齢者向け貸家用 専有部分の床面積</p>	<p>政令附則第十二条第一項第十三号に規定する区分所有に係 るサービス付き高齢者向け貸家住宅に共用部分があるとき は、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者 の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各 区分所有者の専有部分の床面積に算入する。</p>

附則第七条第十三項の表政令附則第十二条第二十五項第三号の項中「附則第十二条第二十五項第三号」を「附則第十二条第二十七項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第二十六項第一号ロの項中「附則第十二条第二十六項第一号ロ」を「附則第十二条第二十八項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第二十六項第二号イの項中「附則第十二条第二十六項第二号イ」を「附則第十二条第二十八項第二号イ」に改め、同表

政令附則第十二条第二十六項第二号ロの項中「附則第十二条第二十六項第二号ロ」を「附則第十二条第二十八項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第三十三項第二号の項中「附則第十二条第三十三項第二号」を「附則第十二条第三十五項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十四項の項中「附則第十二条第三十四項」を「附則第十二条第三十六項」に改め、同表政令附則第十二条第四十項第二号の項中「附則第十二条第四十項第二号」を「附則第十二条第四十二項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十一項の項中「附則第十二条第四十一項」を「附則第十二条第四十三項」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>政令附則第十二条第四十五項第一号</p>	<p>床面積</p>	<p>併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分の床面積とする。</p>
<p>政令附則第十二条第四十六項第三号</p>	<p>一の独立区画部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二</p>	<p>一の独立区画部</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の</p>

<p>条第四十七項第 一 号 ロ</p>	<p>分の床面積</p>	<p>床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二 条第四十七項第 二 号 イ</p>	<p>人の居住の用に 供する部分の床 面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二 条第四十七項第 二 号 ロ</p>	<p>人の居住の用に 供する部分の床 面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

	<p>居住専有独立部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二 条第五十二項第 二号</p>	<p>特定居住用部分 の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二 条第五十三項</p>	<p>特定居住用部分 の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>特定熱損失防止</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の</p>	

	<p>改修住宅専有部 分の床面積</p>
<p>床面積を、これを共用すべき各特定熱損失防止改修住宅専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	

附則第七条第十三項の表政令附則第十二条第四十二項第一号ハの項中「附則第十二条第四十二項第一号ハ」を「附則第十二条第五十四項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十二項第二号ロの項中「附則第十二条第四十二項第二号ロ」を「附則第十二条第五十四項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十二項第二号ハの項中「附則第十二条第五十四項第二号ハ」を「附則第十二条第五十四項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十三項第一号ハの項中「附則第十二条第四十三項第一号ハ」を「附則第十二条第五十五項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十三項第二号ロの項中「附則第十二条第四十三項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十三項第二号ハの項中「附則第十二条第四十三項第二号ハ」を「附則第十二条第五十五項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十三項第二号ハの項を同条第十六項とし、同条第十二項中「附則第十二条第二十四項」を「附則第十二条第二十六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九

項第三号中「附則第十二条第三十六項」を「附則第十二条第三十八項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 法附則第十五条の九の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十三条に規定する通知書の写し

二 法附則第十五条の九の二第一項に規定する耐震改修が行われた旨及び当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなつた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

三 前二号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

12 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 法附則第十五条の九の二第六項に規定する納税義務者の住民票の写し

二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十三条に規定する通知書の写

し

三 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事が行われた旨及び法附則第十五条の九の二第四項に規定する住宅又は同条第五項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分が認定長期優良住宅に該当することとなつた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

四 政令附則第十二条第三十八項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

五 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

附則第七条第八項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいい、」を削り、「者の同項に規定する」を「者の」に改め、同項第二号イ中「附則第十二条第二十八項第一号」を「附則第十二条第三十項第一号」に改め、同号口中「附則第十二条第二十八項第二号」を「附則第十二条第三十項第二号」に改め、同号ハ中「附則第十二条第二十八項第三号」を「附則第十二条第三十項第三号」に改め、同項第四号中「附則第十二条第二十九項」を「附則第十二条第三十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「附則第十二条第二十五項第三号」を「附則第十二

条第二十七項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「附則第十二条第二十四項」を「附則第十二条第二十六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第十二条第二十一項第二号」を「附則第十二条第二十一項第一号ロ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「附則第十二条第二十一項第一号」を「附則第十二条第二十一項第一号イ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 政令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、第二十項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ、第二十二項第一号ロ及び第二号、第二十八項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第三十三項、第三十六項、第四十項、第四十三項、第四十七項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第五十項、第五十三項、第五十四項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十五項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

附則第八条の三の四第二項中「に掲げる軽自動車については同表の(1)に掲げる値、同表の(4)に掲げる軽自動車については同表の(4)に掲げる値のそれぞれ」を「又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の」に、「その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条にお

いて「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けた」に改め、同条第三項第一号中「第二十一条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同項第二号中「第二十一条第八号」を「第十五条第八号」に改め、同条第五項第一号中「以下この条」を「次項第一号及び次条」に、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「第七項第一号」を「以下この条」に改め、同項第二号中「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同条第六項第一号中「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「第八項第一号」を「以下この条」に改め、同項第二号、同条第七項第二号及び同条第八項第二号中「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同条に次の十一項を加える。

9 法附則第三十条第六項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第十一号口の基準とする。

10 法附則第三十条第六項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒

素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けた軽自動車とする。

11 法附則第三十条第七項第一号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示第四十一条第三号ロの表の(1)に掲げる軽自動車 同表の(1)窒素酸化物の欄に掲げる値
二 細目告示第四十一条第三号ロの表の(4)に掲げる軽自動車 同表の(4)窒素酸化物の欄に掲げる値

12 法附則第三十条第七項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されている

こと。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

13 法附則第三十条第七項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

14 法附則第三十条第七項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第十一項第二号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

15 法附則第三十条第七項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

16 法附則第三十条第八項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二

分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第十一項第一号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

17 法附則第三十条第八項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

18 法附則第三十条第八項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二

分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第十一項第二号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

19 法附則第三十条第八項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが

記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第八条の四を次のように改める。

(法附則第三十条の二第一項の認定又は評価)

第八条の四 法附則第三十条の二第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

附則第十二条の三第一項第一号中ニを削り、ホをニとし、へからヌまでをホからリまでとし、ル及びヲを削り、ワをヌとし、カをルとし、同条に次の一項を加える。

4 法附則第三十三条第六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

附則第十三条の三第二項第一号口中「(既に政令附則第十七条の二第一項に規定する市町村長の承認を受

けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長の認定した日の通知を受けている場合には当該認定した日とし、当該土地等の譲渡について租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項に規定する所轄税務署長の承認を受けて同条第二十四項又は第二十五項に規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合には当該認定した日とする。以下この項において同じ。」を削り、「書類」の下に「（既に政令附則第十七条の二第一項に規定する市町村長の同項又は同条第三項若しくは第四項の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長の認定した日の通知を受けている場合（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第二十五項若しくは第二十六項の承認を受けて同条第二十四項又は第二十五項に規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合を含む。次号ロ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次号ロ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。）を加え、同項第二号ロ及び第三号ロ中「書類」の下に「（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	第四十五条の二第一項	第三百十七条の二第一項
	第四十五条の三第一項	第三百十七条の三第一項
第二項	附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令	附則第三十四条の二第五項に規定する総務省令
	第四十五条の二第一項	第三百十七条の二第一項
第三項	第四十五条の二第一項	第三百十七条の二第一項
	附則第三十四条の二第二項	附則第三十四条の二第五項
前項	第四十五条の二第一項	第三百十七条の二第一項

附則第十三条の三第六項中「この項」の下に「及び第十項」を加え、「若しくは第三項又は第四項若しくは第六項」を「又は第三項」に、「同条第一項又は第四項」を「同条第一項」に、「又は第六項の承認にあつては、同条第二項又は第五項」を「の承認にあつては、同条第二項」に改め、同項第一号口中「又は第四項各号」及び「又は第六項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「又は第五項」を削り、同号二中「若しくは第三項又は第五項若しくは第六項」を「又は第三項」に改め、同条第十項中「附則第三十四条

の二第九項」を「附則第三十四条の二第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第六項第二号に掲げる書類を添付して、当該市町村長に提出しなければならない。

一 第六項第一号イに掲げる事項

二 当該確定優良住宅地造成等事業について、法附則第三十四条の二第九項の特定非常災害として指定された非常災害により同項に規定する予定期間内に政令附則第十七条の二第四項に規定する開発許可等を受けることが困難となつた事情の詳細

三 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の完成予定年月日

四 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第四項に規定する開発許可等を受けることができるの見込まれる年月日

五 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第一項、第三項又は第四項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第二項から第四項までに規定する市町村長が認定した日

11 前項の場合において、第二項に規定する書類を添付して法第四十五条の二第一項又は第三百十七条の二第一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第二項又は第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日の通知に関する文書の写しの交付を受けたとき（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十六項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出（当該申告書に添付した場合を含む。）があつた場合には、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日は当該通知に係る市町村長が認定した日であつたものと、当該土地等の譲渡は法附則第三十四条の二第九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第三号様式別表表面中「上場株式会社等の配当」を「上場株式会社等の配当等」に改め、同表裏面中「平成11年から18年まで又は」を削り、「から31年」を「から33年」とし、「平成31年」を「平成33年」に改め、「※平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額」を削る。

第五号の四様式裏面、第五号の五の二様式及び第五号の五の三様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第七号の三様式の表を次のように改める。

第七号の三様式（別添①）挿入

第十号様式の表を次のように改める。

第十号様式（別添②）挿入

第十号様式記載要領1中「事務所又は事業所」を「恒久的施設」に改め、同様式記載要領2から同様式記載要領4まじ中「にあつては」を「には」に改め、同様式記載要領6中「第72条の48第4項第3号ただし書」を「第72条の48第4項第1号ただし書」とし、「事務所又は事業所に」を「事業所等（以下この記載要

領において「工場である事業所等」という。)に「」事務所又は事業所の」を「工場である事業所等の」に改め、同様式記載要領7中「又は軌道」を「、軌道」に改め、「キロメートル未満の距離があるとき」の次に「、又は軌道の電力の容量に十キロワット未満の電数があるとき」を加え、同様式記載要領8中「また、」の次に「電圧を超過する」を加え、「あん分した」を「按分した」に改める。

第十号様式別表を削る。

第十号の二様式の表を次のように改める。

第十号の二様式 (別添③) 挿入

第十六号の九様式を次のように改める。

第十六号の九様式 (別添④) 挿入

第十六号の三十の二様式を次のように改める。

第十六号の三十の二様式 (別添⑤) 挿入

第十七号様式別表記載要領6中「居住する非居住者」の次に「又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族」を加え、同表記載要領8(イ)中「扶養親族等」を「扶養親族」に改め、「非居住者」の次に「又は

国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族」を加え、同表記載要領12中「非居住者」の次に「又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族」を加える。

第三十三号の四様式を次のように改める。

第三十三号の四様式 (別添⑥) 挿入

第四十四号様式別表三記載要領5中「第5号」を「第6号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五条第一項、第六条及び第六条の二の改正規定、同条を第六条の二の二とし、第六条の次に一条を加える改正規定並びに第七条の二の六第一項第四号の改正規定、附則第三条の二の改正規定並びに第七号の三様式の表及び第十号様式の改正規定、第十号様式別表を削る改正規定並びに第十号の二様式の表の改正規定並びに附則第十一条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利

用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行規則の項の改正規定（「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第六項」に改める部分に限る。）に限る。） 公布の日

二 第八条の二十九第三項及び第四項の改正規定 平成二十九年十月一日

三 第一条の九の三を第一条の九の四とし、第一条の九の二の次に一条を加える改正規定、第二条の二、第二条の三第三項、第二条の三の三第十項ただし書、第二条の三の五第二項並びに第二条の三の六第七項ただし書及び第八項の改正規定並びに次条第一項及び附則第十一条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定（「第三十五条の四の二第一項」を「第三十五条の四の二第三項」に改める部分に限る。）に限る。） 平成三十年一月一日

四 附則第三条の二の十六の改正規定（同条第二項を削る部分を除く。） 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

五 附則第三条の二の八第五号の改正規定 旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の二第三項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（次条第一項において「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百七条の二第一項に規定する申告書（以下この項において「申告書」という。）を提出する場合について適用し、同日前に申告書を提出した場合及び同日以後に平成二十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号。以下この条及び次条第一項において「改正令」という。）附則第二条第十項の規定により同項に規定する徴収された利子割の額の還付を請求しようとする者（以下この項において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを同条第十項の都道府県の知事に提出しなければならない。

一 請求者の氏名及び住所

- 二 請求者の所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。次号において「新租税特別措置法」という。）第四条の二第一項又は第四条の三第一項に規定する勤務先の名称及び所在地
 - 三 当該還付に係る新租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄又は新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄の受入れをしていた新租税特別措置法第四条の二第一項に規定する金融機関の営業所等の名称及び所在地
 - 四 当該徴収された利子割の額及びその徴収の年月日
 - 五 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）附則第二条第二項各号に掲げる事実の発生が改正令附則第二条第十項に規定する災害等の事由に基因するものであることについての事情の詳細及び当該災害等の事由が生じた年月日
 - 六 その他参考となるべき事項
- 3 前項の規定は、改正令附則第二条第十一項において準用する同条第十項の規定により同条第十一項に規定する徴収された配当割の額の還付を請求しようとする者について準用する。

4 新規則第三号様式別表は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第三条 新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定は、平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間（改正令による改正後の地方税法施行令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。次項及び第三項において同じ。）とする徴収取扱費（法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。次項及び第三項において同じ。）の支払から適用する。この場合において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。第三項において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令第三十五条の十七第一項」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号。附則第三条の二の三第一項において「改正令

」という。) 附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令附則第六条の十一第一項」とあるのは「改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項」とする。

2 平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額(政令第三十五条の十七第一項に規定する」とあるのは「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第百十八号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。) 附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額をいう。) 及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額(改正令附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十条の十七第一項に規定する平成二十九年四月及び五月の」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額(政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額(改正令附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定

する平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十九年四月及び五月の」とする。

3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、同項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する」とあるのは「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第三項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十九年四月及び五月の徴

収取扱費基礎額（改正令附則第四条第三項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十九年四月及び五月の」と、第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第四条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第四条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十九年四月及び五月の」とする。

第四条 新規則第七条の二の九の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算について適用し、施行日前に行われた地方消費税の清算については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条 新規則附則第三条の二の八の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税に

ついて適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第六条 新規則第十六号の九様式は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第七条 新規則第八条の三十二第一項第七号イ、第八条の三十三第六号イ及び第八条の三十四第六号イの規定は、施行日以後に提出する新規則第八条の三十二第一項、第八条の三十三及び第八条の三十四に規定する申請書について適用し、施行日前に提出したこの省令による改正前の地方税法施行規則(次条第二項から第五項までにおいて「旧規則」という。)第八条の三十二第一項、第八条の三十三及び第八条の三十四に規定する申請書については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第八条 施行日から平成三十年三月三十一日までの間における新規則附則第六条第三十一項の規定の適用については、同項中「二酸化炭素排出抑制対策事業費又は」とあるのは「二酸化炭素排出抑制対策事業費、

「と」、「に係る」とあるのは「又は水素供給設備整備事業費に係る」とする。

2 新規則附則第六条第三十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する政府の補助を受けて取得される償却資産に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に旧規則附則第六条第三十五項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第三十八項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十八項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第四十七項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する政府の補助を受けて取得される家屋又は償却資産に対して課すべき固定資産税又は都市計画税について適用し、施行日前に旧規則附則第六条第四十七項に規定する政府の補助を受けて取得された家屋又は償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

5 新規則附則第六条第五十九項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械類に対して課すべ

き固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第六十項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第九条 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第十条に規定する存続中央会に対する新規則第十六条の十第一項の規定の適用については、同項中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第十条に規定する存続中央会」とする。

(地方自治法施行規則の一部改正)

第十条 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表の備考2中「昭和三十九年」の次に、「地方自治法第252条の19第1項の指定都市」を加え、「11 地方特例交付金」を「13 地方特例交付金」及び「3号」を「5号」に、

「昭和三十九年」

6	地方消費税交付金	1	地方消費税交付金	1	地方消費税交付金
7	ゴルフ場利用税交付金	1	ゴルフ場利用税交付金	1	ゴルフ場利用税交付金
8	自動車取得税交付金	1	自動車取得税交付金	1	自動車取得税交付金
9	軽油引取税交付金	1	軽油引取税交付金	2	旧法による自動車取得税 交付金

<p>10 国有提供施設等所在市町 村助成交付金</p>	<p>1 国有提供施設等所在市町 村助成交付金</p>	<p>1 軽油引取税交付金 2 旧法による軽油引取税交 付金</p> <p>1 国有提供施設等所在市町 村助成交付金</p>
----------------------------------	---------------------------------	--

を

<p>6 分離課税所得割交付金</p>	
---------------------	--

		1 分離課税所得割交付金	
7	道（府県） 民税所得割臨時交付金	1 道（府県） 民税所得割臨時交付金	1 分離課税所得割交付金
8	地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1 道（府県） 民税所得割臨時交付金
9	ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金	1 地方消費税交付金

10	自動車取得税交付金	1	自動車取得税交付金	1	ゴルフ場利用税交付金
				1	自動車取得税交付金
				2	旧法による自動車取得税 交付金
11	軽油引取税交付金	1	軽油引取税交付金	1	軽油引取税交付金
				2	旧法による軽油引取税交 付金
12	国有提供施設等所在市町 村助成交付金				

	1 国有提供施設等所在市町	
	村助成交付金	
		1 国有提供施設等所在市町
		村助成交付金

に改める。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第十一条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を

次のように改正する。

別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項中「第十五条の六の二第一項及び第二項、第十条の二第二項並びに」を「第十五条の六の二第一項及び第二項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第十六条の二第二項(第一条第二項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第

三項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、「」に改め、「第十五条の九第二項、第六項及び第十一項」の下に「、第十五条の九の二第二項及び第六項」を加え、別表地方税法施行令の項中「第二十四条の四第一項、第三項及び第四項」を「第二十四条の四第三項、第四項、第六項及び第七項」に、「第三十五条の四の二第一項」を「第三十五条の四の二第三項」に改め、別表地方税法施行規則の項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第六項」に、「第七項まで」を「第六項まで及び第九項」に、「第十条の二第二項」を「第十条の二第三項」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正）

第十二条 地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法施行規則第二条第二項の改正規定中「第六項」を「第七項」に改め、同条第六項の改正規定中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同令附則第四条の六の二を削る改正規定中「附則第四条の六の二」の下に「及び第四条の六の三」を加え、同令附則第五条の二第六項及び第八項の改正規定の次に次のように加える。

附則第五条の二の二を削る。

附則第八条の四を次のように改める。

第八条の四 削除

附則第一条第二号及び第二条中「第六項」を「第七項」に改める。